



2020年9月10日

各位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク  
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 将 峰  
(コード番号：3658 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 阿 部 逸 人  
(TEL. 03-3518-9544)

**臨時株主総会招集のための基準日設定、臨時株主総会の開催日程、  
付議議案（取締役の選任）の決定並びに取締役の退任に関するお知らせ**

当社は、2020年9月10日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、2020年11月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催日程並びに付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、2020年11月27日付で取締役2名が退任いたしますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会を開催する目的について

当社は、2016年6月に資本業務提携したヤフー株式会社（以下「ヤフー」）との事業連携を積極的に推進しており、当社の主力事業である電子書籍販売サービス「ebookjapan」は当社とヤフーが協力して運営しております。この度、2020年10月1日付でヤフーにて組織体制の変更があり、それに伴い当社を管掌する部門の変更が予定されていることから、ヤフーと兼務する当社取締役の交代を目的に本臨時株主総会を開催いたします。今回の当社経営体制の変更により、当社はヤフーとの事業シナジーをより一層強化し、事業の発展に努めてまいります。

2. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、2020年9月30日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2020年9月30日（水）
- (2) 公告日 2020年9月15日（火）
- (3) 公告方法 電子公告

(当社ホームページに掲載：<https://corp.ebookjapan.jp/ir/library/public>)

3. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

- (1) 開催日時 2020年11月27日（金）午前10時
- (2) 開催場所 東京都千代田区麹町一丁目12番地1  
株式会社イーブックイニシアティブジャパン 本社 3階
- (3) 目的事項 議案 取締役1名選任の件

#### 4. 取締役1名の選任について

- (1) 新任取締役候補者  
津森 暁史 (つもり あきし)
- (2) 就任予定日  
2020年11月27日

新任取締役候補者の略歴は、以下のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴		所有する当社 株式の数
つもり あきし 津森 暁史 (1976年1月13日)	2012年8月	ヤフー株式会社 入社	—
	2015年4月	同社 メディアカンパニー生活メディア事業本部 本部長	
	2017年4月	同社 IDサービス統括本部地域サービス事業本部 本部長	
	2018年4月	同社 執行役員 メディアカンパニー検索統括本部 本部長	
	2018年5月	Skyscanner Japan株式会社 取締役	
	2018年8月	dely株式会社 取締役 (現任)	
	2019年10月	Zホールディングス株式会社 執行役員	
	2019年11月	株式会社スタンバイ 取締役 (現任)	
	2020年4月	株式会社カービュー 取締役 (現任) ヤフー株式会社 執行役員 メディアカンパニー パーティカル統括本部 本部長 (現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 候補者の選任理由：津森 暁史氏は、当社事業と密接にかかわるヤフー株式会社における執行役員であり、当社との事業連携の管掌を含むパーティカルメディア（特化型メディア）事業を推進するパーティカル統括本部本部長であります。電子書籍事業やデジタルコンテンツ事業における高い見識および幅広い知見を有しており、今後の事業シナジーの強化、事業運営に関して有益な助言を得るため、当社取締役としての選任をお願いするものです。

#### 5. 取締役の退任について

- (1) 退任する取締役  
大島 薫  
片岡 裕
- (2) 退任予定日  
2020年11月27日
- (3) 退任の理由  
両氏はヤフー株式会社における組織変更に伴い退任いたします。
- (4) その他  
当該取締役の退任後も、法令及び定款の定める取締役の員数は満たしております。

以上